

## 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道に関する技術基準

### (目的)

第1条 この技術基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定（以下「指定道路」という。）について、同法施行令（昭和25年政令第388号。以下「令」という。）、神戸市建築基準法施行細則（昭和37年神戸市規則第25号）及び令第144条の4（昭和45年政令第333号（昭和46年1月1日施行））が適用される以前から存在する道又は通路（以下「既存通路」という。）に関する事項を定め、もって公共の福祉の増進に資すること及び、法の目的の達成を図ろうとするものである。

### (指定道路の有効幅員)

第2条 指定道路の幅員は、第1図及び第2図によるものとし、最小有効幅員4メートルを確保するものとする。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

### (転回広場)

第3条 令第144条の4第1項第一号ハの規定に基づく同号ホの規定による転回広場の設置に関する基準は、次のとおりとする。ただし、既存通路で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 国土交通省告示昭和45年第1837号に規定する小型四輪自動車の大きさは長さ4.7メートル、幅1.7メートルとし、転回広場の形態については第3図から第9図によるものとする。
- (2) 指定道路の延長が50メートル以下の袋路状道路にあっては、終端又は他の道路に接続する部分から35メートルを超える部分のいずれかに設置すればよいものとする。

### (すみ切り)

第4条 令第144条の4第1項第二号ただし書の規定による、すみ切りの設置に関する基準は、次のとおりとする。ただし、既存通路で、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと、又はその必要がないと認めた場合においてはこの限りでない。

- (1) すみ切りが不要な場合
  - ① 指定道路が歩道の幅員が2メートル以上ある他の道路に接続する場合。（第10図参照）
  - ② 第5条の規定による場合
- (2) 両側にすみ切りを設けることが困難な場合は、通行の安全上支障のないことを考慮し、片側3メートル×5メートル以上のすみ切りを設ける場合（第11図）
- (3) 交差、接続又は屈曲によって生ずる隅角が60度未満の場合は、長さ3メートル以上の底辺を持つ二等辺三角形のすみ切りを設けなければならない。（第12図）

### (階段状の指定道路)

第5条 令第144条の4第1項第四号ただし書の規定による、階段状の指定道路の設置に関する基準は、次のとおりとする。ただし、既存通路で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合はこの限りでない。

- (1) 指定道路の延長は35メートル以下であること。
- (2) 他の道路に接続する部分は奥行き1.4メートル以上の踏みみを設けること。
- (3) 階段の構造は次の(1)から(4)に掲げるすべてに適合すること。
  - ① コンクリート、石等の堅固で耐久性のある材料を使用すること。

- ② 階段の蹴上げは、15センチメートル以下、踏面は30センチメートル以上とすること。
- ③ 高さ3メートルを超える場合にあっては、高さ3メートル以内ごとに踏幅1.4メートル以上の踊場を設けること。
- ④ 建築物の敷地から出入口に接する部分には、踏面1.4メートル以上の踊場を設けること。ただし、前③に掲げる踊場によって代えることができるものとする。

(舗装)

第6条 令第144条の4第1項第三号に規定する指定道路の舗装は、アスファルト舗装、コンクリート舗装等とし、ぬかるみとならない構造とすること。

(排水施設)

第7条 令第144条の4第五号の規定による、排水施設に関する基準は、次のとおりとする。

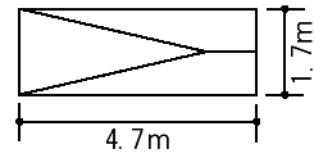
- (1) 第1図及び第2図又は、これに準ずる排水上、耐力上支障のないものとする。
- (2) 排水施設は、溢水、滞水及び漏水のおそれのない構造とすること。
- (3) 排水施設の端部は、他の有効な排水施設に接続すること。

(附則)

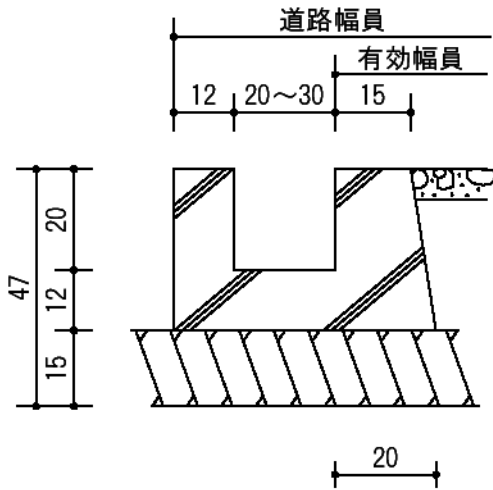
この技術基準は、平成18年4月1日から適用し、平成15年技術定基準は同日付けで廃止する。

単位；第1図～2図・・・センチメートル  
 第3図～13図・・・メートル

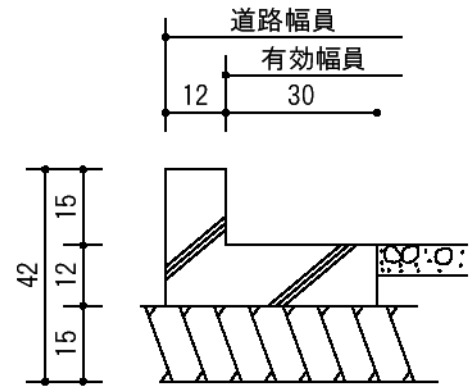
自動車の大きさ



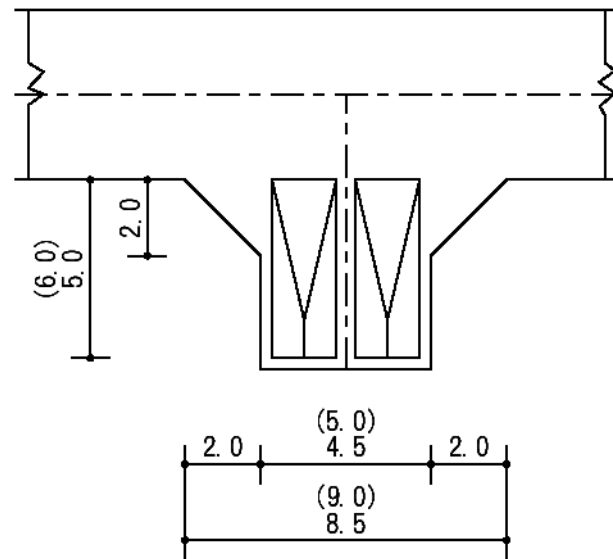
(第1図)



(第2図)



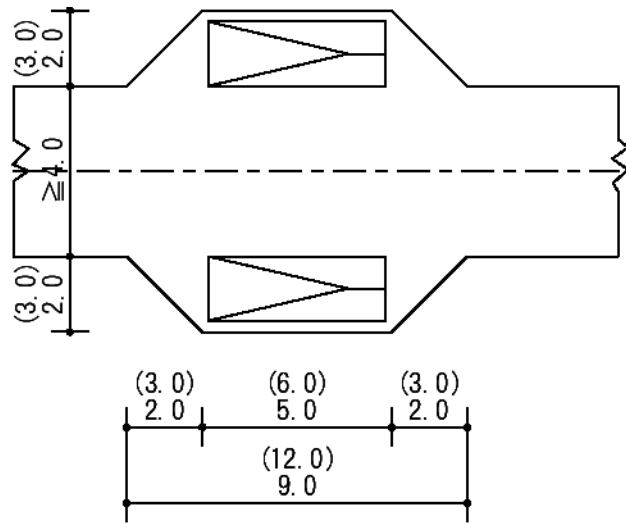
(第3図)



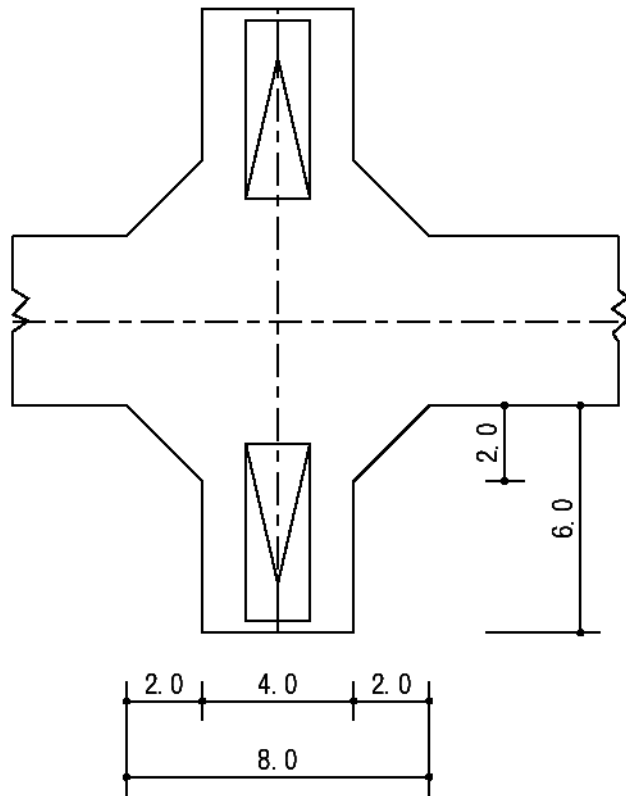
(注) 第3図から第9図までの数値は指定道路幅員が5.0メートル以上、6.0メートル未満の場合とし、4.0メートル以上、5.0メートル未満の場合は( )書きの数値とする。

(注) 指定延長は、----- で示す中心線の距離で算出すること。

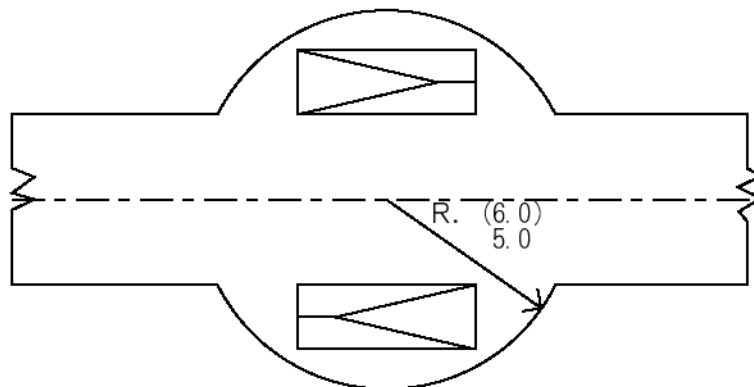
(第 4 图)



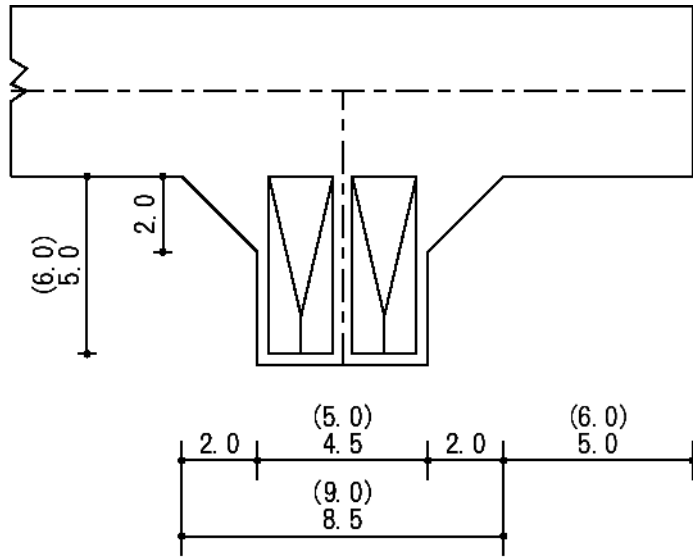
(第 5 图)



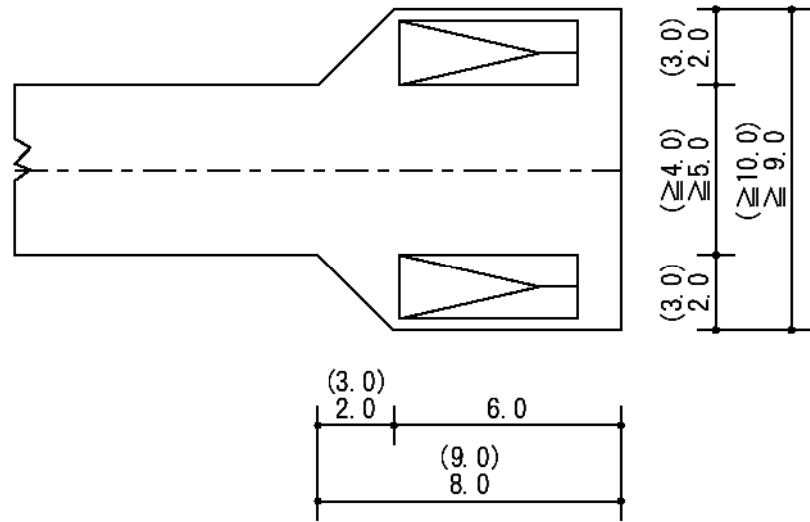
(第 6 图)



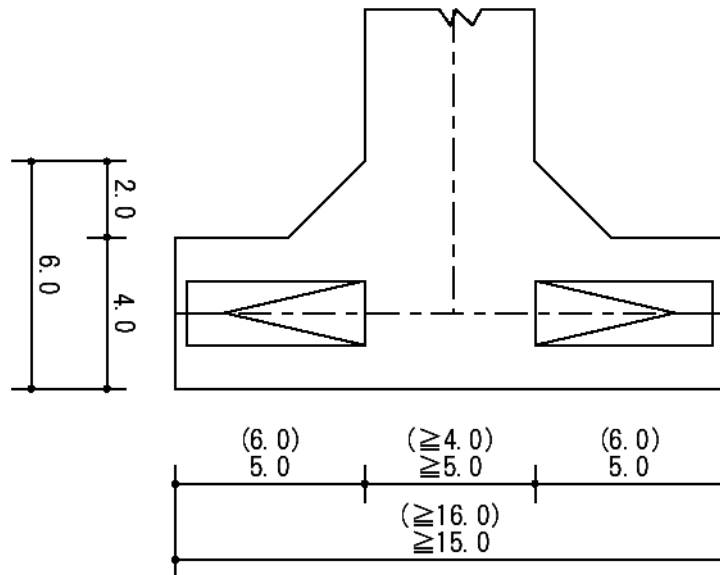
(第7图)



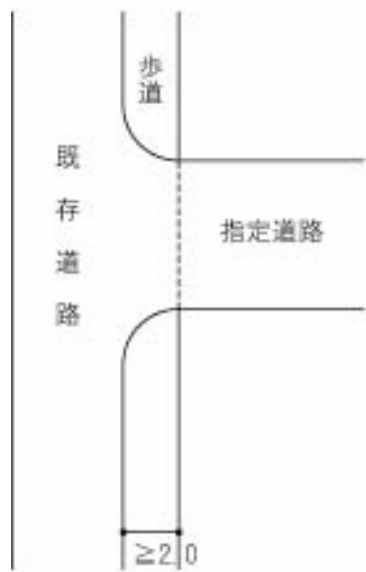
(第8图)



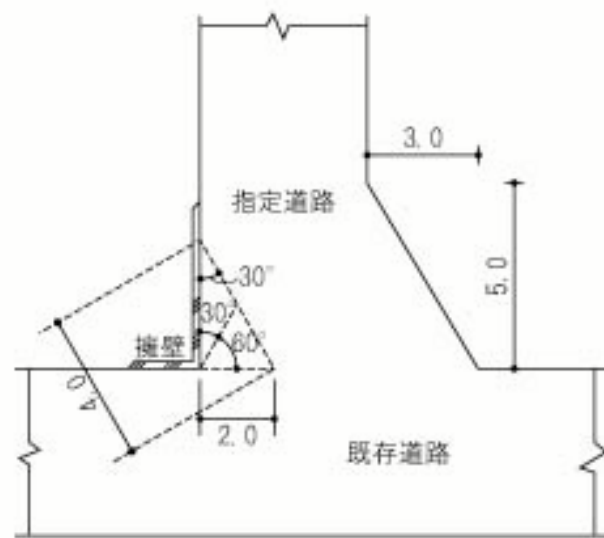
(第9图)



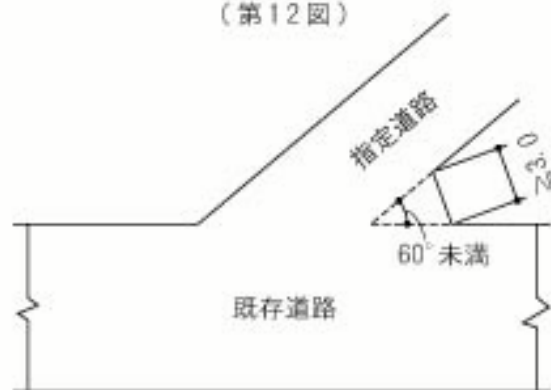
(第10図)



(第11図)



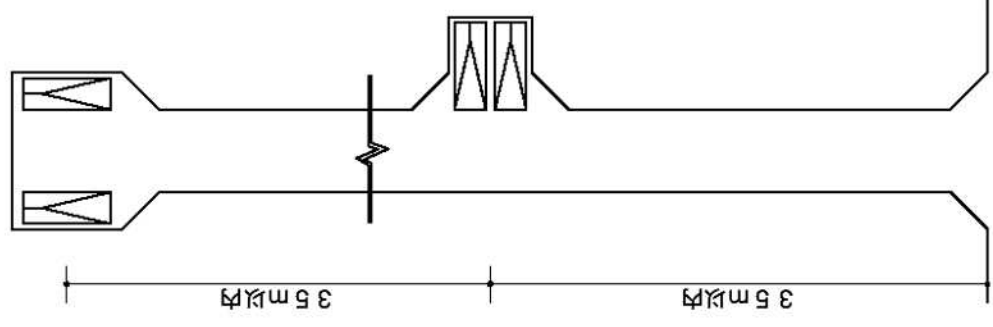
(第12図)



(第13図)



建築基準法施行令第144条の4第1項1号ハに  
定められた基準による転回広場の説明図



建築基準法施行令第144条の4第1項1号ホにより、  
特定行政庁が認める転回広場の説明図  
(「建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道に関する技術基準」による)

